

[異常時通報連絡の公表文（様式 1-1）]

伊方発電所における協力会社従業員の負傷について

R 2.12.10
原子力安全対策推進監
(内線 2352)

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象		有 ・ 無 [評価レベル -]
県の公表区分		A ・ B ・ C
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量 -]
異常の概要	発生日時	令和2年11月18日11時07分
	発生場所	1号・2号・3号・共用設備 管理区域内 ・ 管理区域外
		種 類

[異常の内容]

11月18日(水)11時25分、四国電力(株)から、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1 伊方発電所構内の事務所において、協力会社従業員1名が指を負傷した。
- 2 このため、11月18日(水)11時07分、協力会社の社有車にて病院に搬送することとした。
- 3 従業員の汚染、被ばくはない。

[その後の状況]

11月18日(水)12時51分、四国電力(株)から、その後の状況について、次のとおり連絡がありました。

- 1 当該従業員は病院で診察を受けた結果、「右Ⅲ指圧挫傷」と診断された。
- 2 その後、当該従業員は出社した。

(伊方発電所及び周辺の状況)

[事象発生時の状況]

原子炉の運転状況	1号機	廃止措置中
	2号機	令和2年10月7日廃止措置計画認可
	3号機	運転中 ・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値 ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値 ・ 異常値

(参考)

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（原子力規制委員会原子力規制庁等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） ○その他特に重要と認められる事態
B	○管理区域内の設備の異常 ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事態
C	○区分A，B以外の事項

3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

伊 方 発 電 所 情 報 (お知らせ)

発信年月日		令和 2年11月18日 (水) 11時 25分		
発信者		伊方発電所 池田		
当該機	号機 (定格出力)	1号機	2号機	3号機 (890MW)
	発生時 状況	廃止措置中	令和 2年10月 7日 廃止措置計画認可	1. 出力 MWにて (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下)中 2. 第15回 定期事業者検査中
発生状況 概要		設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ その他		
		<p>1. 発生日時： 11月 18日 11時 07分</p> <p>2. 場 所：伊方発電所 1、2号機事務本館1階 (管理区域外)</p> <p>3. 状 況： 伊方発電所構内の事務所において、協力会社従業員1名が指を負傷しました。このため、11時07分に、協力会社の社有車にて病院へ搬送することとしました。 なお、従業員の汚染、被ばくはありません。</p>		
運転状況		1号機：廃止措置中 2号機：令和 2年10月 7日廃止措置計画認可 3号機：(通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下・ 定検停止)中		
備考				

伊 方 発 電 所 情 報 (お知らせ、第2報)

発信年月日	令和 2年11月18日 (水) 12時 51分			
発信者	伊方発電所 池田			
当該機	号機 (定格出力)	1号機	2号機	3号機 (890MW)
	発生時 状況	廃止措置中	令和 2年10月 7日 廃止措置計画認可	1. 出力 <u> </u> MWにて (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下) 中 2. 第15回 定期事業者検査中
発生状況 概要	設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ その他			
	<p>1. 発生日時： 11月 18日 11時 07分</p> <p>2. 場 所：伊方発電所 1、2号機事務本館1階 (管理区域外)</p> <p>3. 状 況： 伊方発電所構内の事務所において、協力会社従業員1名が指を負傷しました。このため、11時07分に、協力会社の社有車にて病院へ搬送することとしました。 なお、従業員の汚染、被ばくはありません。 【第1報にてお知らせ済み】</p> <p>当該従業員は、病院で診察を受けた結果、「右Ⅲ指圧挫傷」と診断されました。 その後、当該従業員は入社しました。</p>			
運転状況	1号機：廃止措置中 2号機：令和 2年10月 7日廃止措置計画認可 3号機：(通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下・ 定検停止) 中			
備考				

伊方発電所 協力会社従業員の負傷 現地状況



使用していた 折りたたみ椅子の状況



椅子に座った後、少し前に寄せようと椅子を引き寄せ、座りなおした際に、背もたれ部と脚部のフレームの隙間に右手中指を挟み、負傷した。